

Title	長岡遷都の推進力について：光仁・桓武朝堂「淀川水系グループ」の形成を視点として
Sub Title	Capita transfer to Nagaoka : a new survey to the Konin and Kanmu Dynasties in relation to the Yodogawa-River group
Author	柴田, 利雄(Shibata, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.247- 268
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0251

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長岡遷都の推進力について

— 光仁・桓武朝堂「淀川水系グループ」の形成を視点として —

柴 田 利 雄

一 はじめに

律令国家の成立により、宮都が、唐の長安・洛陽の京の規制を採用して造営されると、それは単に「宮処」ではなく、「百官の府」としての位置を確実に示しはじめる。計画的な条坊をもち、百官を有する政治的首都、すなわち「都京」の造営は、律令国家最大の事業といって過言ではあるまい。このような都京のうち、日本最初の本格的なものは藤原京に求められる。しかし、律令国家の都京の建設は、藤原京だけではおわらなかつた。しばらくして平城遷都・造京がはじまり、その後、主だったものだけでも、恭仁京・難波京・長岡京・平安京とつづく。このように繰り返される都京の造営は、何を意味するのか。おそらくその解明には、複雑で多岐に亘る要素を考えてみる必要がある。しかし、それが律令国家体制の成立・編成と密接な関係をもちながら進められる事業であり、きわめて政治的行為であったことは疑いをいれない。村井康彦氏の指摘のごとく、¹⁾遷都は、それを推進する者にとって、新しい政治体制を創出するための、もっとも効果的な政治的行為という認識は、遷都の考察において重視されるべきである。その推進者、さらには推進力を究明することは、遷都論の基本的課題でもあるのだ。ただここにおいて留意しなければならないことがある。それは、遷都・造京を実現していく場合、時の律令国家の為政者たち、すなわち天皇や公卿など台閣進出者の多くが、これに対して共通の認識

や必要性を有しているはずのものであって、一個人の動向にのみ、遷都の主因を求めようとしてはならないことだ。確かに、律令体制は、中央集権的国家体制を維持するための法制度であり、その中心に、天皇及び内裏が位置づけられているわけで、その意味では、天皇はどの遷都でも推進者として重要な立場にいる。また遷都の実際の段階では、主導権を握って動こうとする貴族も登場してこよう。しかし、藤原京以来の都京の造営は、単に天皇の居所を定めるだけでなく、多くの官人や人民を包含する政治的大都市の出現を意味する。要する経費・労力・日数は大変なものだ。準備やプランも周到なものでなくてはならない。ここにおいて、天皇や一貴族の役割は、あくまで遷都における一つの立場を表わすだけであって、真の推進力とするには不十分である。特に七十余年、首都としての地位を保ちつづけた平城京をあとにして、山背国内の長岡に新都京を造営するということは、桓武天皇や藤原種継がこの推進者として、これに少なからず重要な役割を演じてはいるものの、それ以上に彼らを含めた朝堂全体の動向がその最大の推進力となっていたと感じざるを得ない。本稿はこの点を課題として論を試みるものである。

註

(1) 村井康彦『日本の宮都』(季刊論叢日本の文化9) 七〇頁

二 国史上にあらわれた長岡遷都事業の経過

長岡遷都・造京の経過を国史上の記録からおってみよう。

延暦三年五月七日、難波京にて黒斑の蝦蟇^{ガマ}二万匹ばかりが列をなして、南の四天王寺に入ったという報告があった。『水鏡』の著者は、これを遷都の前兆と判断している。蝦蟇が長岡とは逆の方向に走ったという点にやや問題は残るが、かつて大化の政変後の難波遷都や、それにつづく飛鳥遷都・近江大津遷都等に先立つ単の群れの動向と照合して、これが長岡遷都と関係をもつものとしてみて差支えない。佐伯有清氏は、この時の摂津大夫和氣清麻呂に注目して、彼も遷都の建議に参

画した人物であると論じた¹⁾。確かに長岡遷都における摂津職・住吉社の動向は、注目には値するが、それもあくまで資材運搬等の協力以上には出ないものである。この時点の清麻呂に、遷都の建議を行うだけの政治権力を有しているとは断じがたい²⁾。この記事は、遷都の動きが延暦三年五月の段階で、かなり一般的に知られていたということを示唆してくれるものとしてとらえたい。この報告の九日後より、いよいよ遷都事業は開始される。以下箇条的に一応の整理を試みよう。

延暦三年五月十六日 中納言藤原小黒麻呂・同種継・参議紀船守・同大中臣子老・左大弁佐伯今毛人らが長岡京地を視察 ○六月十日 造都工事を開始、造宮長官は藤原種継、次官は紀船守・佐伯今毛人 ○六月十五日、賀茂社に遷都の由を報告、今年の調庸を長岡に運ばせる ○六月二三日、新京の宅を造るため右大臣藤原是公以下参議以上及び内親王等に正税六十八万束を賜う。○七月四日 山崎橋の架設工事の開始 ○十一月十一日 天皇長岡宮に移幸 ○十一月二〇日 遷都のため賀茂社(従二位)、松尾・乙訓社(それぞれ従五位下)に叙位 ○十一月二八日 上記の諸社を修理 ○十二月二日 造宮功勞者に叙位 種継(正三位)、石川名足(従三位)、紀船守(従三位)、石川垣守(従四位上)、和氣清麻呂(従四位上)、佐伯今毛人(参議叙官)など ○十二月十八日 同じく造宮功勞者に叙位 秦足長(従五位下)、栗前広耳(従五位下)、川人部広井(外従五位下) ○十二月二十九日住吉神を従二位に叙す。

延暦四年正月朔 大極殿で朝賀 ○一月十四日 三国川(神崎川)開削、淀川と合流 ○五月十九日 乙牟漏皇后宮の赤雀を遷都の祥瑞として祝う ○六月十日 先の祥瑞により全国有位者に昇叙 ○六月十八日 先の祥瑞につき百官慶賀表を上る ○八月二三日 造宮功勞者太秦宅守に叙位(従五位下) ○九月二三日 種継暗殺 ○十月十日 天皇天神を交野に祀る ○十二月十日 造宮功勞者勝益麻呂に叙位(外従五位下)

延暦五年七月十九日 太政官院完成

延暦六年十月八日 賑給の詔に「朕水陸ノ便アルヲ以テ都ヲコノニ邑遷ス」

長岡遷都の推進力について

延暦七年九月二六日 公出挙利率引下げの詔に「水陸ノ便有テ都ヲ長岡ニ建ツ」

延暦八年八月朔 造宮官人以下雑工已上に叙位・賜物 ○十一月九日 造宮大工物部建麻呂に叙位（外従五位下）

延暦十年九月十七日 平城宮の諸門を壊して長岡宮に移作

以上で特に注目すべきは、造宮工事開始から遷都までが、他の主だった都京と比べると、かなり短期間であること、しかも翌年正月には、すでに大極殿や内裏が完成し、朝賀を行い、祝宴をはっていることである。それらがたとい難波宮などからの移建であっても、造宮には、多かれ少なかれ前宮の遺構を利用していたわけで、平城宮では五年、平安宮では二年、恭仁宮でも二年近くの年月を要しているところからみて、長岡宮造営は、非常に順調に進められていたということ物語る。また種継暗殺後も工事は推進されていたこと⁽⁴⁾もする。

昭和三十年から始められた長岡京発掘調査では、長岡宮がかなり新しい型式で建て替えられていること、また決して「未完の都」ではなく、十分に都京の景観を誇ったものであることを明らかにしている。ともかく、長岡宮都の造営は、かなり順調に進んだもので、政府の積極性、強力な推進力をそこに見ることが⁽⁵⁾できる。

註

(1) 佐伯有清『日本古代の政治と社会』所収「長岡・平安遷都とその建議者達」二〇四～二一〇頁

(2) 小林清『長岡京の新研究』所収「長岡京と難波京の関連」五二頁

(3) 藤原京 六九二年五月～六九四年十二月までの約三十二ヶ月

平城京 七〇八年十月～七一〇三月までの約十八ヶ月

長岡京 七八四年六月～同年十一月までの約七ヶ月

平安京 七九三年一月～七九四年十月までの約二十二ヶ月

(4) それらの報告は、福山敏男共著『長岡京発掘』（NHKブックス）、小林清「長岡京の新研究」一～五号、長岡京跡発掘調査研究所刊「長岡京」一～十四号（昭和五十五年三月現在）などによくまとまっている。

(5) 例えば、大極殿院の前方が開放され、大極殿院と朝堂院とが連絡した。大極殿の後殿（小安殿）が独立した建物になる。大極殿の東西に回廊をつけた。後期内裏は朝堂院の東方の離れた所に建設された。朝堂の数が十二堂から八堂に減っている可能性が強い。

三 「淀川水系グループ」の分析

ではその長岡遷都・造京の推進力とは具体的にどのようなものか。これを考察するのに重要な示唆を与えているのが、延暦六年と七年の桓武の詔の中ででてくる、二度の「水陸ノ便アルヲ以テ、長岡ニ都ヲ遷ス」という内容をもつ条である。他に遷都の理由を述べている記載は特にない。八木充氏の述べるように、⁽¹⁾「地理的条件の優秀が遷都を論議、決行する主因になることはない」と思われるが、長岡遷都の場合、その優秀が見逃すことのできない役割を果していることは明白だ。長岡京は、間違いなくその南郊の山崎（京都府乙訓郡大山崎）の地を意識してプランされている。山崎は、桂川（葛野川）・宇治川・木津川の合流する所であり、三河川はここから淀川となって大阪湾に注ぐ。桂川は葛野郡から丹波方面へ、宇治川は近江・琵琶湖へ、木津川は南山背から伊賀へと通じる。陸運については、長岡京の真東にある伏見谷口街道は、東山と桃山丘陵の二つの山地の間を山科にぬけ、逢坂山を越えて琵琶湖の舟運を利用すると、東山道・北陸道に出ることができる。また西北の老の坂を越えれば、山陰道に通じ、山崎では、さらに山陽道にでれるという好条件を有す。加えて山崎は、山背・摂津・河内の三ヶ国が国境を接しあう所でもある。まさに四通八達の地ということになる。村井氏が強調するごとく、⁽²⁾長岡京は「淀川水系の都」といえよう。換言すれば、そこは摂津・河内・近江・山背・丹波の五ヶ国の要の位置にある。

だがここで重視したいのは、長岡京が山崎をしたがえることから得る交通地理的優秀さを指摘することだけではなく、実は、光仁・桓武両朝堂の要人の多くが、この淀川水系（すなわち上記の五ヶ国）と各種結合関係を有していたということである。そしてこの関係こそが長岡遷都・造京の推進力をみる場合、重要な要素となっていたと指摘したい。

参考表は宝亀四年桓武天皇が山部皇太子として立ってより、延暦三年十一月十一日の長岡移幸のときまでの台閣進出者（公卿）の変遷と昇進を表わしたものである（²⁹）の佐伯今毛人の参議就任は、遷都直後の延暦三年十二月のことだが、延

〔参考表〕

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
紀 広 庭	大伴駿河麻呂	藤(南)是公	藤(式)藏下磨	藤(京)浜成	藤(北)楓麻呂	藤(式)百川	藤(式)田麻呂	藤(南)繼繩	藤(北)清河	石上宅嗣	藤(南)繩麻呂	藤(北)魚名	文室大市	藤(式)良繼	大中臣清磨	
		参議	参議	参議	参議	参議	参議	参議	参議	中納言	中納言	大納言	大納言	内臣	右大臣	(773) 宝 龜 4
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	5
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	6
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	7
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	8
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	9
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	10
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	11
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(781) 天 応 元
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	延 曆 元
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	2
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	3
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
河内守	山背守				撰津大夫	河内守(大夫)	丹波守・撰津大夫	室百濟王明信・(但馬守)	(在唐)	近江守	河内守	河内守			撰津大夫	

17	藤(北)家依	参議	同	同	同	同	同	同	同	同	近江守・丹波守
18	大伴伯麻呂	参議	同	同	同	左降死					
19	藤(南)乙繩	参議	同	死							
20	藤(北)小黒麿	参議	同	同	同	同	中納言				室は大秦島麻呂の女 父年足の墓誌
21	石川名足	参議	同	同	同	同	同				
22	大伴家持	参議	同	降議 左参	同	同	同	中納言			
23	神王	参議	同	同	同	同	同				
24	紀広純	参議死									河内守
25	大中臣子老	参議	同	同	同	同					(但馬介)・造長岡官使
26	紀船守	参議	言	同	同	同					丹波守
27	紀家守	参議	同	同	同						山背守・近江守・造長岡官使
28	藤(式)種継	参議	同	同	中納言						山背守・近江守・造長岡官使 摂津大夫・造長岡官使
29	佐伯今毛人	左大弁 従三位	同			同	同	参議			

暦元年四月にすでに従三位左大弁の地位についているので加えておくことにする。宝亀四年からとしたのは、それが一
 応桓武朝堂形成の出発点とみなせるからである。

光仁朝初期から桓武即位の天応元年四月三日まで、公卿の地位にいつづけたのは、④藤原魚名(北家)、⑥石上宅嗣、
 ⑧藤原継繩(南家)、⑨藤原田麻呂(式家)、⑫藤原浜成(京家)の五人である。石上宅嗣(天応元年六月薨去)を除け
 ば、他はすべて藤原氏で、それも南・北・式・京の四家からそれぞれ一名づつという状態である。山部立太子の宝亀四年

長岡遷都の推進力について

の時にいた十一名の公卿（うち藤原氏八名）が、桓武即位の際には五名になっていたことは留意されねばならないし、まして光仁擁立・山部冊立に活躍した②良継・⑩百川がすでに他界していたことは見逃せない。また山部が皇太子になってから遷都までに、新たに台閣進出を果したのは全部で十六名だが、うち藤原氏六名（南二名・北二名・式二名）、大伴氏二名、紀氏四名、石川氏・皇族・大中臣氏が各一名となっている。そして遷都時において、光仁朝当初よりの公卿は、実に継縄ただ一人という変貌ぶりである。朝堂を藤原氏が独占した光仁朝前期の面影は、かなり薄らいでいたといつてよい。ここでは、藤原四家と他の名族諸氏から比較的均等に台閣に進出する態勢がみられ、そこに強力な政權を掌握している優勢な大官を指摘するのは困難である。しかしそうかといって、朝堂の人的構成において、この段階ではあまり光仁や桓武の主体性・独裁性を強調してはならない。そのうち紀氏は、淳仁朝の参議飯麻呂以来、しばらく台閣へ進出しなかったが、宝龜六年広庭が参議に就いたところを見ると、光仁の生母紀椽姫を通じての外戚の力が大きいと思われるが、この氏は、もともと古代有数の大族で、早くから著名な政治家を輩出し、文武・奈良朝でも、大納言麻呂・中納言麻路らが活躍していたわけで、特に光仁・桓武の恣意のみの進出とはいえない。ここではむしろ、律令貴族政治体制がその基調となっていたとみる方が妥当であろう。

次に桓武朝初期の公卿の、国司としての経歴に注意してみよう。①大中臣清麻呂は天平宝字七年に摂津大夫（しかし彼は桓武即位直後致仕）、④藤原魚名（延暦元年ある事に坐して左降³）は、天平勝宝六年ごろ河内守の経歴をもち、⑨藤原田麻呂は天平神護二年丹波守、宝龜七年摂津大夫、⑭藤原是公は天平宝字八年山背守、⑰藤原家依は宝龜元年丹波守、同二年近江守、⑳紀家守は宝龜七年丹波守、㉘藤原種継は宝龜二年山背守、天応元年近江守、㉙佐伯今毛人は天平宝字三年摂津大夫という経歴をもっている。さらに桓武即位前に他界した公卿をも調べると、⑤藤原繩麻呂は天平神護二年近江守、⑩藤原百川は神護景雲三年河内守（河内大夫）、⑪藤原楓麻呂は宝龜六年摂津大夫、⑬紀広庭は宝龜元年河内守、⑭紀広純は宝龜五年河内守となっている。

光仁以前の朝堂に、これほど淀川水系の五ヶ国の国守を経た公卿が参集したことは例をみない。まして、山背守を経た公卿に列せられたのは、是公・種継をその始めとする。丹波守も奈良前中期にはみられない。

また国司の経歴以外で、この五ヶ国と関係を有する公卿をみてみよう。

先ず、⑧藤原継繩は、右大臣豊成の第二子だが、その室百済王明信を通じて河内国北部と深い関係をもった。百済王氏は、百済国三十代義慈王から出た帰化氏族で、その子禅広が舒明朝日本に入侍し、百済の役でも帰国せず、持統朝に姓を賜号されて帰化した。子孫は大いに朝廷で活躍し、敬福に至っては刑部卿従三位まで昇進している。また桓武の後宮に多くの女性をおくり、桓武をして「百済王等ハ朕ノ外戚ナリ」と言わしめるほどの関係となった。⁽⁵⁾この一族が河内国交野郡に居住したことは、桓武のたびかさなる行幸記事や、その氏寺百済寺の遺跡等で明らかである。また摂津国百済郡や難波近辺も、この氏族の勢力圏にあったとも考えられている。⁽⁶⁾明信は、かつて桓武の若い時、その寵をうけたこともあり、⁽⁷⁾後には尚侍、さらに従二位という女官トップの地位についた。継繩が明信と結婚したのは、天平宝字の初年ごろと思われる。その頃、のちの参議乙叡が生まれている。また継繩は、河内の交野や山背の葛野に別業を営み、桓武はしばしばそこに行幸したものであった。その行幸の記事は、延暦六年が初見だが、長岡遷都以前にすでに別業が営まれていた可能性は十分にある。北河内周辺は継繩の地盤といてよい。また、父豊成は難波に別荘を営み、難波大臣とも称されていることから、もしかしたら百済王氏との関係は、豊成のところからかもしれない。

⑨藤原小黒麻呂は山背国と関係が深い。彼は房前の孫で、鳥養の二男にあたるが、その室に秦島麻呂の女をむかえている。この秦島麻呂は、天平十四年恭仁京の大宮垣を造る功により、正八位下から一躍従四位下に叙せられ、姓も太秦公を賜った人物である。この太秦^{ウヂマキ}の号は、山背国葛野郡を本拠としていた帰化氏族秦氏の宗族の称であり、この島麻呂の女との間に、天平神護元年ごろ、のちの中納言葛野麻呂が生まれている。明らかに秦氏の本拠にちなむ命名といえよう。小黒麻呂が長岡遷都に先立ち、種継らと山背国乙訓郡長岡村の地相調査にあたったのも、彼と山背国との関係の深さを知らせ

るものである。

⑳藤原種継もこの秦氏と関係が深い。彼は、宇合の孫、清成の子であったが、母が『公卿補任』によると、秦朝元の女として⁽⁸⁾いる。これが確かであると、朝元は、大宝年間、入唐学問生弁正の子として生まれ、父と在唐中に生まれた兄朝慶がともに客死したので、ひとり日本に帰ってきたという⁽⁹⁾人物になる。すなわち朝元も唐で生まれたことになる。帰国後の朝元は、⁽¹⁰⁾医術・漢語をよくし、入唐判官として渡唐したこともあった。この朝元から、林陸郎氏が指摘するごとく、直接山背国の秦氏と結びつけることは困難かもしれない。しかし、種継が山背守として四年半も就任していたことからして、たとい朝元が山背国を本拠していた秦氏出身でなくとも、この期間、山背秦氏は、同族を外戚とする種継と私的関係を生むに至った可能性は強い。種継は、小黒麻呂らとともに長岡村視察団に加わり、さらに長岡宮造宮長官の地位につく。長岡遷都・造京の最も表面にたった人物である。さらに種継の叔父綱手も朝元の女を妻として菅継をもうけていることから、式家と朝元とは姻戚上深い関係があったわけだ。

㉑石川名足についてもみてみよう。名足本人には特に淀川水系の五ヶ国との関連は見い出せないが、父の中納言年足の墓が山崎とは指呼の間にある摂津国嶋上郡につくられ、⁽¹¹⁾後年年足神社がつくられたところからすると、石川氏は、かなりこの地と深い関係があったとしなければならない。また名足は造官使でもないのに、延暦三年十二月、造宮功勞者の叙位の中に入って従三位の位階を得ている。

㉒紀船守も特にこの五ヶ国との関係はもたないが、宝龜二年山陰道の但馬介に任じられており、通交上、当然山背・丹波の地理にも詳しくはなはずである。かつその時の但馬守が藤原種継であったことは、船守もこの種継を通して、河内・摂津との結びつきを深めていったかもしれない。長岡村調査団に彼が参加していたのも、このあたりにその一因を求められそうだ。

してみると、桓武即位直後の朝堂でこの淀川水系の五ヶ国と全く関係をもたない公卿は、㉓神王、㉔大中臣子老、㉕藤

原浜成、^①大伴伯麻呂、^②大伴家持の五人となる。神王は父を光仁天皇の弟榎井親王としており、桓武とは同年齡のいとこにあたる。その略伝によると頗る慎重な官人貴族のようであったこと^⑬からして、桓武に協調した政治行動をとったものと判断される。大中臣子老は、父清麻呂の致仕にかわって台閣に進出し、父同様神祇を司る神祇伯を累任していた人物で、あまり目立った政治的動向はとっていない。

藤原浜成、大伴伯麻呂、大伴家持には興味深い符合がある。それは共に氷上川継の乱に連坐していることだ。氷上川継は、天武天皇の曾孫で、新田部親王の孫にあたる。父の塩焼王は、天平宝字元年に橘奈良麻呂の変に連坐し、翌年赦され氷上真人を称したが、七年後藤原仲麻呂の乱のとき擁立され、近江へ逃走中天皇に偽立され結局殺されている。叔父の道祖王は、聖武の遺詔で孝謙の皇太子にたつたこともある。さらに、川継の母は、聖武の皇女不破内親王で、孝謙女帝や井上麿後の妹にあたる。彼女は、前に子志計志麻呂（川継の兄）を皇位につけるべく称徳女帝を呪咀し、失敗した前歴をもつ。このようにこの一統は、きわめて皇位への野望を強くもっており、特に皇統が光仁・桓武と完全に天智系に移っていたことに大きな反発をもっていたことは確かだ。川継の乱は、光仁天皇崩御後の政治的空白に乗じて武力で「朝廷ヲ傾ケン」としたもので、乱そのものは未遂に終わったが、事件に連坐したものは、上記の高官三名を含めて、三十五名もの姻戚・知友が与同したわけで、その影響の大きさが知れる。特に淀川水系の五ヶ国と関係を見い出せない藤原浜成（もつとも彼はこの事件のときには参議大宰員外帥として九州に赴任していたが）、大伴伯麻呂、大伴家持が共に連坐・左降されたことは、桓武朝堂における彼らの政治的立場を暗示していて注意がひかれる。おそらく、彼らは、光仁―桓武と形成されてきた朝堂において主流としての十分な役割を演ずることができず、不満分子としての性格を強めるに至ったことが、川継の乱に際し「与同」として裁断された原因ではなからうか。

最後に桓武天皇についてふれねばならない。桓武と山背国との結びつきを最初に注目したのは村尾次郎氏である。^⑭村尾氏は、桓武及びその周辺（一部の藤原氏など）には山背出身者、または山背と各種結合をもつ者がいて、彼らが天智天皇

の違業を敬慕し、その理想を再現しようとする政治意欲がかもしだされていたとし、長岡遷都（延いては平安遷都）も、桓武の生地が山背国内であったことがその選定理由だと想定した。

果して桓武の生地は山背国内であるといきれるか。事実であれば、長岡選定における彼の役割は、非常に大きいものがあつたといわねばならない。桓武は、『本朝皇胤紹運録』によれば、天平九年に生まれた。父は天智天皇の皇孫白壁王（光仁天皇）である。その諱白壁は、白髪部という清寧天皇の「名代子代部」に由来するもので、乳母が白髪部の女であつたことからの命名であろう。白髪部（延暦四年真髪部と改姓される）の分布は、山背・摂津・和泉・遠江・駿河・武蔵・常陸・美濃・上野・下野・備中など主に東国に広がっていることがわかる。村尾氏は、ここで白髪部の要員の子孫が広く山背国内に在住しており、白壁王の乳母となった女性もこの一統から出ているもので、白壁王はこの地で生まれたのではないかとされた。しかし、この想定は、確かに林氏の反論のごとく、あくまでの不確実な想定⁽¹⁴⁾の域を出ないものであつて、そこから白壁王の生地を山背国と想定してしまうのは無理かもしれない。ただ次のような方法で、白壁王と山背国の関係を考定できないものであろうか。『統紀』の記事の中で興味深いのは、宝龜十一年四月庚申条の「山背国愛宕郡人正六位上鴨禰宜真髪部津守等一十人ニ姓ヲ賀茂県主ト賜フ」である。すなわち、鴨禰宜真髪部（白髪部）を称す人々が光仁天皇宝龜十一年に、姓を賀茂県主と称することが許されたのである。この賀茂県主氏は、早くから山背国の葛野県の県主として勢力をはり、また主殿寮の殿部、主水司の水部の負名氏として朝廷に仕え、かつ代々賀茂神社の神官として奉斎した山背国の名族である。⁽¹⁵⁾津守等の称した「鴨禰宜白髪部」は、賀茂県主の神官家のものが、白髪部（造）氏の女性をめとり、その間に生まれたものが称していた氏であり、白髪部（造）氏は、賀茂県主神官家の権威を借りようとしたものである⁽¹⁶⁾。この白髪部（造）氏は、「山背国愛宕郡（出雲郷）計帳」によれば、奈良朝前期、賀茂神社の近辺に在住していたことがわかる。両者の接触の大なる可能性を容易にうかがいしる。つまりこの賜姓は、一種朝廷の津守等への優遇策であるといえよう。筆者は、これを光仁―白髪部―賀茂県主の関係から発生したものととらえたく、この意味で光仁の諱は、

山背の白髪部(造)氏と結がるものとしたい。そうすれば、天応元年四月桓武の即位直後に早くも賀茂神社の禰宜・祝に
はじめて「把笏」の待遇を与えたり、⁽¹⁸⁾長岡遷都に先立ち、延暦三年六月、紀船守をして特に賀茂神社にかぎり奉幣し、遷
都の由を報告させたり、遷都後すぐ賀茂上下二社を従一位に叙したり(このとき長岡宮とは賀茂社よりはるかに近い松尾
社・乙訓社には従五位下を叙すにとどまっている)したという一連の行為が、単に賀茂神社が山背国に鎮座していたこと
によるのではなく、実は光仁―白髪部―賀茂神社(県主)の結がりに起因するものであると指摘するのも無理ではないと
思われる。

桓武の母高野新笠をみてみよう。新笠の父は和乙継で、百濟武寧王の子純陀王の後裔にあたる帰化系氏族の出自である。
子の新笠が桓武の母となるに及んで、その一族は史から朝臣に改姓された。⁽¹⁹⁾乙継自身は、おそらく新笠とともに高野朝臣
を称した模様である。⁽²⁰⁾その本貫は明らかにできないが、その姓からみて平城京の下級官人だったであろうし、出目からみ
て、河内の百濟王氏と親交をもっていたと推測される。

新笠の母土師真妹は、夫乙継とともに延暦九年十二月正一位を追贈され、姓も土師宿禰から大枝朝臣を賜わっている。
『統紀』によれば、「土師ニハ惣テ四腹アツテ中宮(高野新笠)ノ母家ハ是レ毛受腹ナリ。故ニ毛受腹ニハ大枝朝臣ト賜
フ、自余ノ三腹ハ或ハ秋篠朝臣ニ従ヒ、或ハ菅原朝臣ニ属ス」と⁽²¹⁾している。この改姓にあたって一つの示唆を与えてくれ
るのが、『統紀』延暦元年五月癸卯条の土師宿禰安人らの奏上である。すなわち、天応元年に同族の土師古人等が「居地
ノ名ニ因テ姓ヲ菅原ト改ム」ということから、菅原は、古人らの本貫の地にちなんで改姓したことがわかる。秋篠・大枝
も共に居地にちなむものと考えてほぼ間違いない。⁽²²⁾大枝のことも山背国乙訓郡大枝村(現京都府右京区沓掛町)から出た
可能性が高い。高野新笠を葬る陵が乙訓郡にある大枝陵と呼ばれ、『和名抄』には山城国乙訓郡大江郷がみえる。ただそ
うであるからといって、真妹がこの大枝に住む土師で、高野新笠がこの地で生まれ、桓武も生育したと導びくのは早計で
ある。林、小林両氏の反論のごとく、⁽²³⁾大枝氏の改姓は、実は新笠が崩じ葬られた延暦九年正月十五日から十一ヶ月後のこ

とであり、山陵が大枝に選ばれたのは、都の北方に皇親の陵を営むという当時の通例に従ったまでのことで、その新笠系統の土師氏は、その地が地盤（本貫）であったのではなく、ただその大枝陵にちなんで改姓したと十分考えられるからである。よって大枝陵付近が長岡遷都以前でも「毛受腹」の土師氏の居地と推定することは困難かと思う。ここでは新笠などの「毛受腹」土師氏は、仁徳・履中陵などを含む五世紀の大古墳がある和泉国の百舌鳥^{もす}地方を本拠地とするのがもっとも自然である。

ただ新笠が土師氏の出であることから注目すべきは、この氏が陵墓の築造や土器の整造という職掌上、朝鮮伝来の技術吸収に熱意をもったことから、帰化系氏族と接触する機会も多く、そのため外交関係にも従事したことである。²⁴ いわば土師氏は「帰化人的性格」をもった氏族とでもいえようか。まして土師氏が令制下の朝廷において伴造系氏族としての地位を保つことが困難な状況のもと、一般律令官人としての道を歩もうとしたことは、そこに外交で関係をもった帰化系氏族との接触を深め、進歩的知識を身につけようとする姿勢を示しているものといえる。ここにおいて乙継と真妹などの和氏と土師氏の縁戚関係は意味深いものとなる。さらに地理的にみて河内国に居をはる百済王氏との関連の可能性を憶測することも許されよう。ちなみに土師氏は、大和・和泉・摂津・河内・山背と畿内を中心に分布していた氏族である。

以上、山背国を主とした桓武の淀川水系五ヶ国との関係は、いくつかの問題をはらんではいるものの、上掲の公卿たちに劣らない程度の結がりは有していたと判断して差し支えなからう。桓武と山背国や河内国との関係を、あまり過大視することは危険だが、また逆に過小評価しすぎることもししい姿勢とはいえない。

このように、桓武朝初期の朝堂において、多くの要人が淀川水系の五ヶ国と各種結合していることが確認できたかと思う。村尾氏は、前掲著書で、長岡・平安遷都において重要な役割を果たしたとみなした人々を、「山背派の人々」と呼ばれたが、筆者は、以上分析してきた人々を総称して「淀川水系グループ」としたい。それは、光仁朝において形成の機が熟し、桓武即位当初にははっきりとその姿を現わして朝堂の主流を占めるに至ったと思われる。そしてこのグループの形成

が長岡遷都・造京の最大の推進力となったと考定するものである。

註

- (1) 八木充『古代日本の都』一八三～四頁
- (2) 村井康彦『平安・京都』『京都千年』一〇頁。同『日本の宮都』九九～一〇〇頁。同『図説日本文化の歴史』四卷平安五四頁。
- (3) 北山茂夫氏は、魚名の左降を氷上川継の乱と関係して説かれている(『日本古代政治史の研究』四五七頁)が、中川収氏は、桓武の皇后の地位をめぐる争い、すなわち魚名一族が吉子の地位向上を阻止しようとしたことが主たる原因と考えている(『桓武朝の成立(下)』『日本歴史』二八九所収)。
- (4) 「東大寺要録四諸院章四所引大和尚伝」「続々群書類従十―」
- (5) 『統紀』延暦九年二月甲午条。もっとも桓武の外戚は、武寧王を祖とする和氏であるが。
- (6) 平野邦雄『古代の日本』5近畿編所収「畿内の帰化人」
- (7) 『日本後紀』大同三年六月甲寅条
- (8) 『尊卑分脈』には秦源としており、問題はのこるが、まず同一人物のこととして差し支えないと思う。
- (9) 『寧楽遺文』下九一六頁
- (10) 林陸朗『長岡京の謎』二五頁
- (11) 文政三年同所で発見された年足の墓誌によると、天平宝字六年九月京宅に薨じたが、十二月摂津国嶋上郡白髮郷酒垂山の墓に葬す、とある。
- (12) 『日本後紀』大同元年四月丁巳条
- (13) 村尾次郎『桓武天皇』
- (14) 林陸朗、前掲著書六三～六五頁。
- (15) 賀茂県主氏の動向については、井上光貞『日本古代国家の研究』所収「カモ県主の研究」、佐伯有清『古代氏族の系図』所収「鴨県主の系図」同『新撰姓氏録の研究』研究篇所収「ヤタガラス伝説と鴨氏」に詳しい。
- (16) 井上光貞前掲著書一〇七頁。その接触は、津守の四代前の小止知乃命の譜にも鴨祢宜白髮(部)とあり、かなり前からのものと知る。
- (17) 『寧楽遺文』上一五四～一八六頁。この中に鴨県主の名もかなり多く見ることができる。
- (18) 『統紀』天応元年四月戊申条。しかし「下鴨系図」の国島の譜には宝龜十一年四月のこととしている。
- (19) 『統紀』延暦二年四月丙寅条。
- (20) 『統紀』延暦九年正月壬子条。
- (21) 『統紀』延暦九年十二月辛酉条。
- (22) 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』所収「土師氏の研究」三二～三四頁。
- (23) 林陸朗、前掲著書、小林清『長岡京の新研究』所収「大枝朝臣は大枝村出身ではなからう」
- (24) 直木孝次郎前掲論文二一～二二頁。

長岡遷都の推進力について

四 淀川水系グループの形成事情と長岡遷都

では、この「淀川水系グループ」の形成は、どのような事情で行われたものか、以下さらに考察をすすめていきたい。

神護景雲四年八月、称徳女帝の急死は、道鏡を中心とした仏教政治の終焉を意味した。独身だった女帝には皇子はなく、また皇嗣も決められていない状態であった。ここにおいて左大臣藤原永手、右大臣吉備真備、参議藤原宿奈麻呂（良継）、同藤原縄麻呂、同石上宅嗣、近衛大将藤原蔵下麻呂らが、法王道鏡やその弟大納言弓削浄人らを除外しながら、「策ヲ禁中ニ定メ」て、皇嗣選定の密議を開いた。候補者は中納言白壁王（天智の孫）、参議文室大市（天武の孫）にしぼられ、一時は、皇嗣は天武系列からという伝統をもとに、文室大市が有利となったが、左中弁藤原百川の策動と藤原氏諸流の協力で、結局白壁王の立太子・即位が実現した。⁽¹⁾ 白壁王擁立にあたり、朝堂の要人たちには、それぞれの自家興隆の思惑がからみ、複雑なものがあつたであろう。しかし、これを宝亀三年井上内親王・他戸親王の廃后・廃太子につづく、中務卿山部親王の冊立とあわせ考えてみると、田中正日子氏の指摘するごとく、⁽²⁾ 宝亀初年の光仁・山部の擁立を、彼らの官人としての経歴と実績の有すところからくるものという見方が重要となつてこよう。道鏡・弓削浄人の左遷・配流、僧徒の山林修道の自由、道鏡の印をもつてした僧尼の度縁を旧に復して治部省の印を使うこと、要司を除く令外の官の廃止、墾田禁止令の解禁—などで始まつた光仁朝の政治基調は、前朝の政策を否定して剩官を整理し、財政の改善をうたいながら、律令官人組織を中心とした政治体制の再編成と強化に取り組んでいることにある。中央の有力諸氏と強力な外戚・縁戚関係を持たない光仁・山部（山部と藤原氏の姻戚関係は立太子直後かと思われる）の擁立は、それが百川や良継の策動によるものであつても、律令官人組織の強化という点で、多くの政府要人に彼らを戴くことに対する容認と期待が内在していたとしなければならぬ。宝亀八年、天平宝字八年以来内裏に収められていた太政官印がもとの太政官に置かれるようになったことなどは、律令官人組織の強化を示す一例である。⁽⁴⁾ 光仁朝の半ばまでの台閣進出者に藤原氏が大半を占め

ていたのは、光仁・山部擁立に彼らが主導権をとったためであろうが、その「功勞者」が相繼いで世を去るなかで、新たに台閣へ大伴・紀・石川氏など奈良朝の有勢家が進出するのは、光仁朝の政治路線を眺めてみれば当然の帰結である。

ここで、「淀川水系グループ」の形成と関連して注目すべき政策は、律令官人給与の確立をめざすための地方行政への関心である。すなわち律令徴税体制の建て直し策である。それは、宝龜三年、天平宝字五年以来の諸国の郡司少領以上の嫡子に対して「出身」を聴してきたことを停めるといふ、郡司への厳しい姿勢から始まる。そして宝龜四年二月、宝龜二年におこった武蔵国入間郡の正倉「神火」に対して、政府はその責として郡司の解任を命じ、この官符の半年後の八月、「諸国ノ郡司デ官物ヲ焼ク者ハ主帳已上皆見任ヲ解ク」に至った。またこの年には、班田にともなう田籍の造整を行い、翌宝龜五年六月諸国の溝池を修造させ、宝龜六年八月「京官ハ禄薄クシテ……国司ハ利厚クシテ……」というところから「国毎ニ公廩四分ノ一ヲ割キ取りテ以テ在京ノ俸禄ニ益サント」し、宝龜七年諸道に検税使を派遣したりした。ところが宝龜十年の末頃から地方行政は多少の変調の兆しをみせる。宝龜十年十月の官符では相変らず「神火」と郡司の關係に神経質になっているが、翌十一月先の諸国の公廩稻の配分を京官に及ぼす制を停めたのである。さらに翌十一年三月には、大々的に「官ヲ省キ役ヲ息メ」る政策が打ち出された。それは、北山氏の詳細な分析のごとく、冗官の淘汰によって財政の悪化をくいとめ、人民の帰農を促し、虚弱な兵士に替えて「殷富ノ百姓」をあて、力役に耐えない班田農民を調庸物貢上の対象として強く位置づけようとし、そこにおける国司の行政指導を徹底化しようとしたのである。まさに「階級分化に応じた律令的諸負担のかけ方をはじめて」⁽⁸⁾いるものでもある。同十一年十月には、伊勢国で浮浪人を厳しく調査し、多数の「隱首」を得たことから、諸国の国司にも浮浪人の検括に努むべきことを命じ、その際浮浪人がその地に留まることを希望する場合には、摘発した土地の戸籍につけることも許した。このことも先の法令の意図に副ったものである。この前後から台閣に列する貴族が、国司を兼任する場合が多くなるのは見逃がせない。中央政府の地方行政への一層の真剣な姿勢をそこにみる。そしてこの路線は強力に桓武朝に継承されていくのである。

この高まる地方行政（もとよりここでの地方は「諸国」を意味するが）の関心が、「淀川水系グループ」形成の主因となったとみたい。地方諸国の行政にあたり、朝堂の要人達は、各自、それまでの国司の前歴をふまえて発議したであろう。すでに指摘したごとく、光仁朝の公卿には淀川水系の五ヶ国の国司を経た者が多かったわけで、彼らは、この地域の実情と地理的特性を確認しあったことであろう。墾田永世私財法発布以来、この地域は、豊かな淀川水系を利用して、他の地域に劣ることなく開発が進み、「富豪ノ輩」「殷富ノ百姓」が成長していたのである。その上、この地域が日本の五畿七道をいわゆる「集約」した所という交通地理上の利点が、今後の経済的発展をも予想させたであろう。前に掲げたごとく、長岡遷都・造京の折、地方諸国にあって私的に協力し、叙位に預かった人物は、『統紀』で拾える限り、次の五人である。延暦三年十二月山背国葛野郡人外正八位下秦忌寸足長が宮城を築く功により、また同月山背国外従五位下栗前連広耳が役夫を飼養した功により、それぞれ従五位下を賜わり、同月但馬国氣多団毅外従六位上川人部広井も私物を進めて公用を助けたことで外従五位下をうけている。さらに延暦四年八月従七位上太秦公忌寸宅守（山背国出身であろう）は、太政官院垣を築く功で従五位下を、同年十月近江国人従七位下勝首益麻呂が役夫三万六千を進め、かつ私糧を給した功で、外従五位下を賜わっている。『統紀』は叙位の記事において、六位以下は例外的にしか載せないのも、もっと多くの一般造都功労者の叙位はあったかもしれないが、特筆に値したのは、この五名であったことになる。彼らは姓からみても、まさしく在地の「富豪ノ輩」であり、かつともに淀川水系の五ヶ国とその近辺に住していたことは興味深い。彼らの協力は、おそらく光仁―桓武朝堂要人の多くが、淀川水系五ヶ国と各種結合関係にあったことから生じたものであろうが、ともかくこれほどまでの私的協力をなしえるほどの経済力を有する人物が、この時期すでにこの地域に育っていたことを端的に知らせてくれる。

光仁朝堂は、地方行政において、その政策を律令徴税体制の強化へと絞っていくなか、貢上される調庸物の確保を円滑に行う意味で、必ずや、物資の集積の便についての対策を講じたはずである。その時、平城京は、水陸の便において十分

な条件を備える所でないということも指摘されたであろう。朝堂の要人の眼は、自ずと淀川水系へ向くことが多くなったのではないか、しかし、平城を去り、新京を営むということは、光仁朝堂では実際問題としては発議されたとは思われない。光仁朝が前朝の浮華な政策からもたらされた傲慢な財政状態を改善し、農民を疲弊から恢復させることを念頭において出発したこと、六十三歳で即位した老帝光仁に遷都という積極的政策の推進者として期待できなかったこと、またこの時期特に脱平城の契機がなかったこと、またひとまずは平城京に通ずる交通路の整備にあたったであろうことなどが、そのような観測をさせるのである。

しかし、宝亀十年の藤原小黒麻呂の参議就任から、天応元年の紀船守、延暦元年の紀家守・藤原種継の台閣進出は、「淀川水系グループ」形成の大きな契機となった。それぞれ上述したごとく、「五ヶ国」と各種結合を有している人物であるが、小黒麻呂・船守・種継の三人には、共にかなり似た境遇を有していることに注意したい。それは、彼らの父が国史上ほとんど事績をのこさない「無名」の官人であったことだ。小黒麻呂の父鳥養は、天平元年八月従五位下の叙位の記録をもって国史から消えるし、船守の父猿取（諸人の長子とする系図もあるが、ここは猿取とすべきであろう）も、従七位どまりであったらしい。種継の父清成も無位で終っている。光仁―桓武朝初期の台閣進出者の中で、その父親をみるかぎり、この三人は異質な存在であった。ここから指摘できるのは、彼らの「立身」は、彼らがきわめて「有能な官人」であったことによることだろう。彼らの経歴を今少し詳しくみると、小黒麻呂が伊勢守・安芸守・美濃守・上野守・出雲守・常陸守、また船守は紀伊介・同守・但馬介・土佐守、そして種継は美作守・紀伊守・山背守・下総守・近江守など長年国司として地方行政を司っていたことに気付く。おそらく、彼らの台閣への進出の要因は、長年の地方行政における実績によるものと推測される。このような経歴をもつ彼らの進出によって、朝堂の淀川水系への関心はいっそう高まり、それと徴税体制の強化策が密接に続がるものとなったのである。その中で、天応元年四月には、ついに完全な天智系の復活を意味する桓武の即位がなされた。またそれに伴ない、桓武即位に抗すべく氷上川継の乱が起り、さらに三方王らの事件、

魚名の左降事件がつづき、平城京内は動揺の色を濃くしたのである。

ここにおいて、律令徴税体制の強化をふまえて、律令官人組織を中心とした律令制による全国支配の確立の手段として遷都問題が具体化した。それは延暦元年の半ば頃であったと考えられる。ここに至ってついに朝堂の主流としての「淀川水系グループ」の姿がはっきりと現われたといつてよからう。遷都にあたり、種々の条件を満たし、律令政府全体の要望に応えられるのは淀川水系地域以外にはなかった。しかし、新都が長岡の地に決まるまでには曲折があったであろう。

桓武をはじめ朝堂要人の志向が淀川水系の地に集まっていたとしても、遷都を通じていっそうの政治的・経済的地盤を拡大しようとする有力諸氏の策動がからみ、候補地の決定には時間を要したと思われるからである。この中で大勢を決させたのが、種継の「長岡建議」であった。長岡を都の候補地と推す種継の建議の背景には、山背国の秦氏の存在を重要視して考えるむきが強いが、ここにおける種継の動向は、秦氏の財力を遷都に吸収・利用しようとしたことによるのではなく、また長岡が種継と個人的に結びつく所であったということでもなく、長岡を推すことが、そのまま律令政府全体の要望と自身を含めた朝堂要人の大半の欲求を満足させるのではないかという政治的判断に基づくものと考定する。山崎を南にひかえる長岡の地は上述したごとく、まさに四通八達の地で、淀川水系の要に位置する。また付辺で合流する木津川によつても、地理的に平城京とも容易に結びつき、脱平城に危疑を感じる官人たちにもこの点で説得力をもつ。長岡遷都案に対し、「淀川水系グループ」は結集し、それが遷都・造京の最大の推進力となったのである。「長岡建議」における種継の主たる個人的意図は、自身が建議した長岡が新都として選定されることによつて、遷都・造京事業の主導権（造宮長官の地位につくこと）を握り、その過程でいっそうの律令官人組織における政治権力を固めようとしたことにあるのである。光仁―山部を擁立した最大の功労者である式家の良継・百川・蔵下麻呂はすでに他界、光仁末から桓武朝成立時における実力者田麻呂も、延暦二年三月遷都の議がおこっていると思われる途上で薨れている。式家の台閣進出は、種継ただ一人という状態になり、朝堂は、継繩・是公を擁す南家が中心となりはじめた。種継にはおそらく式家こそが光仁朝に引き続

いて桓武朝をも朝堂をリードする家と自負していたであろうから、式家興隆のためにも、律令国家最大の事業である遷都・造京において、朝堂を引きつけた上でその主導権を握る必要があったのである。『統紀』種継薨伝の有名な「初メ首トシテ建議シテ都ヲ長岡ニ遷ス」という記載は、これらの事情を示唆してくれるものである。最終的に長岡の地が新都として選定されたのは、田麻呂の死後の延暦二年四月以降のことで、それは桓武の交野行幸が行われた延暦二年十月前後のことであったと観測している。

註

- (1) 『日本紀略』宝龜元年八月癸巳条「百川伝」
- (2) この冊立にあたっては、式家とくに百川の動向が注目される。『公卿補任』宝龜二年条。『続日本後紀』承和十年七月庚戌条藤原緒嗣薨伝。
- (3) 田中正日子「奈良末・平安初期の政治上の問題」『日本史研究』四二号
- (4) 京都市編『京都の歴史』一平安の新京所収「山背国の展開」4長岡遷都一九七頁。
- (5) 『寧楽遺文』上三三三頁。
- (6) 『類聚三代格』卷十九宝龜十年十月十六日官符
- (7) 北山茂夫前掲著書四四五～四五二頁。
- (8) 田中正日子前掲論文。
- (9) 喜田貞吉『帝都』

五 五 五 五 五

以上、光仁と桓武朝初期の朝堂の動向を中心として、長岡遷都の推進力について考察した。先ず、桓武を含め、長岡遷都以前における台閣進出者の多くが、淀川水系五ヶ国（摂津・河内・山背・近江・丹波）と各種結合関係を有していたことを指摘した。そして彼らによる「淀川水系グループ」の形成については、光仁朝高まりつつあった地方行政への関心から、具体的に律令徴税体制の強化策が講じられる中で、その形成の機が熟し、そのうえに、桓武の即位・川継の乱などが加わって、ついに律令徴税体制の強化を踏まえつつ、律令官人組織を中心とした律令制による全国支配の確立の手段として遷都問題が表面化し、遷都の最大の推進力としてのグループの形成がなされていたことを述べた次第である。また遷

都における造宮長官藤原種継の動向などについて、不十分ながらも新しい角度からの観測を加えてみた。詳しい検討については別の機会に行うこととしたい。